

## 自動車事故被害者支援体制等整備事業（介護職員等緊急確保事業）

## 実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（介護職員等緊急確保事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する「居宅介護」、同条第3項に規定する「重度訪問介護」、同条第11項に規定する「障害者支援施設」又は同条第17項に規定する「共同生活援助」（以下、「障害福祉サービス」という。）を行う事業所（以下、「障害者福祉サービス事業所」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものを交付対象とする。ただし、過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、不正な行為を行った者等については、原則、本補助金への申請を制限するものとする。

- 一 令和5年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1第2級以上に該当する者。以下、「重度後遺障害者」という。）が、障害福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを利用している又は具体的な利用見込みがあること。
- 二 間接補助事業を効率的かつ確実に実施することができること。
- 三 次の表の左欄に掲げる障害福祉サービス区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者の員数（以下、「人員配置基準」という。）を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業者を配置して当該事業を行っていること。

居宅介護又は重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	訪問介護員
--------------	---	-------

共同生活援助	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。）	介護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員

四 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

（補助対象経費）

第3条 令和5年12月1日から令和6年3月31日までの間において、当該事業を実施するために新たに雇用した従業者に係る人件費（基本給及び各種手当を合計した金額）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 補助対象経費のうち、真に必要なものであって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できるもの。
- 二 前号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

（補助率）

第4条 補助率は定額とし、当該年度の予算の範囲内で執行する。

（間接補助事業の選定における優先順位）

第5条 応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で選定するものとする。

- 一 令和5年度内において障害福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを重度後遺障害者が初めて利用する又は初めて利用する具体的な見込みがあること。
- 二 令和5年度内において障害福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、新たな重度後遺障害者が利用すること、又は新たな重度後遺障害者が利用する具体的な見込みがあること。
- 三 令和5年度内において障害福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを既に重度後遺障害者が利用していること。尚、この場合にあつては、直近の経常収支率を勘案の上、選定する。

（間接補助事業の実施期間）

第6条 令和6年3月末日までに間接補助事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払

いを完了するものとする。尚、3月実施分の間接補助事業については、予定している支払額等を確認できる書類の提出を以て足りるものとする。

(支給の制限)

第7条 国、地方公共団体、公益法人等から同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。